

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

氏名 UBE三菱セメント 株式会社

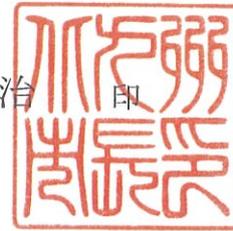
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 小山 誠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印

許可の年月日 令和 4年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 9年 3月 31日



## 1 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理業（焼却、セメント原料化、混練、混合）

## 産業廃棄物の種類

焼却	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
セメント原料化	ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、鉱さい、がれき類、ダスト類 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
混練	汚泥、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。） 以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
混合	ダスト類 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設  
別紙のとおり3 許可の条件  
なし4 許可の更新又は変更の状況  
令和 4年 4月 1日 新規許可

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

## 2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：焼却施設（1号キルン）

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ  
以上8種類

設置場所：北九州市八幡西区洞南町1番1

設置年月日：平成2年12月27日

処理能力：燃え殻 1日あたり300トン（24時間）  
汚泥 1日あたり720立方メートル（24時間）  
廃油 1日あたり200立方メートル（24時間）  
廃プラスチック類 1日あたり40.8トン（24時間）  
紙くず 1日あたり300トン（24時間）  
木くず 1日あたり300トン（24時間）  
繊維くず 1日あたり300トン（24時間）  
動植物性残さ 1日あたり720トン（24時間）

許可年月日：平成11年6月17日

許可番号：第235-1号、第235-2号、第235-3号、第235-4号

施設の種類：セメント原料化施設（1号キルン）

産業廃棄物の種類：ガラスくず、鉋さい、がれき類、ダスト類  
以上4種類

設置場所：北九州市八幡西区洞南町1番1

設置年月日：平成3年1月17日

処理能力：ガラスくず 1日あたり860トン（24時間）  
鉋さい 1日あたり235トン（24時間）  
がれき類 1日あたり860トン（24時間）  
ダスト類 1日あたり677トン（24時間）

施設の種類：混練施設

産業廃棄物の種類：汚泥、ガラスくず  
以上2種類

設置場所：北九州市八幡西区洞南町1番1

設置年月日：平成17年2月10日

処理能力：汚泥 1日あたり500立方メートル（24時間）  
ガラスくず 1日あたり500トン（24時間）

施設の種類：混合施設（微粉炭サイロ1）

産業廃棄物の種類：ダスト類（石炭飛灰に限る。）  
以上1種類

設置場所：北九州市八幡西区洞南町1番1

設置年月日：平成18年3月1日

処理能力：ダスト類 1日あたり2380トン（24時間）

施設の種類：混合施設（微粉炭サイロ2）

産業廃棄物の種類：ダスト類（石炭飛灰に限る。）  
以上1種類

設置場所：北九州市八幡西区洞南町1番1

設置年月日：平成18年3月1日

処理能力：ダスト類 1日あたり2380トン（24時間）

施設の種類：混合施設（微粉炭サイロ3）

産業廃棄物の種類：ダスト類（石炭飛灰に限る。）  
以上1種類

設置場所：北九州市八幡西区洞南町1番1

設置年月日：平成18年6月1日

処理能力：ダスト類 1日あたり3410トン（24時間）

以下余白

